

## 第1号追加議案

### 「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の運営に関する覚書

千代田区、中央区、台東区、江東区、品川区、目黒区、荒川区及び葛飾区（以下「特別区」という。）並びに八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「市町村」という。）並びに東京都（以下「参加自治体」と総称する。）は、令和8年4月1日に締結した森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条第1項の規定による「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に当たり、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

#### （趣旨）

第1条 本覚書は、協定書第8条第3項の規定に基づき、協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語）

第2条 本覚書で使用する用語の意義は、協定書で使用する用語の例による。

#### （所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 連携事業等の計画及び実施並びに参加自治体への報告に関すること。
- （2） 連携事業等及び協議会の予算及び決算に関すること。
- （3） 協定期間に関すること。
- （4） 協定への新規参加及び協定からの脱退の申出に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

#### （組織）

第4条 協議会は、参加自治体の特別区長及び市町村長並びに東京都知事（以下「協議会委員」という。）をもって組織する。

#### （任期）

第5条 協議会委員の任期は、協定書に基づく協定が終了する日までとする。

#### （役員及びその職務）

第6条 協議会に会長、副会長、監事及び顧問を置く。

- 2 協議会の会長（以下「協議会会長」という。）及び副会長（以下「協議会副会長」という。）は、協議会委員の互選によってこれを定める。

- 3 協議会会長及び協議会副会長は、特別区長及び市町村長から交互に選任するものとする。ただし、協議会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 協議会の監事（以下「協議会監事」という。）は、協議会委員のうちから2人を協議会会長が指名する。この場合において、特別区長及び市町村長から各1人を選任するものとする。
- 5 協議会の顧問（以下「協議会顧問」という。）は、東京都知事をもって充てる。
- 6 協議会会長、協議会副会長及び協議会監事の任期は、2年とする。
- 7 協議会会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 協議会会長に事故があるとき、又は協議会会長が欠けたときは、協議会副会長が、その職務を代理する。
- 9 協議会監事は、会計の監査に当たる。
- 10 協議会顧問は、連携事業等に関する必要な助言等を行う。

（招集）

第7条 協議会は、協議会会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会会長は、必要があると認めるときは、同項の規定による招集の手続を経ることなく書面により協議会を開催することができる。

（定足数及び表決）

第8条 協議会は、協議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、協議会会長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、東京都知事は、委員として議決に加わらないものとする。
- 4 前条第2項の規定により協議会を書面で開催する場合（以下「書面開催」という。）において、協議会の議決を経るべき議案につき協議会委員の全員が書面又は電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）により賛否の意思表示をしたときは、当該議案について協議会の議決があったものとみなす。
- 5 書面開催をする場合において、協議会会長が協議会に報告すべき事項を協議会委員の全員に通知したときは、当該事項の協議会への報告があったものとみなす。
- 6 第4項に規定する議案の議決及び前項に規定する協議会への報告があったとみなされた場合には、その時に協議会が閉会したものとみなす。

(協議会委員の代理出席等)

第9条 協議会委員(協議会会長及び協議会副会長を除く。次項から第5項までにおいて同じ。)は、やむを得ない理由により協議会を欠席するときは、代理人を出席させることができる。

2 協議会委員は、前項の規定による出席をさせようとするときは、事前に協議会会長に届け出なければならない。

3 代理人は、当該協議会委員が属する自治体の職員であって、委員が指名する者とする。

4 代理人は、協議会委員と同様に協議会において発言し、議決に参加することができる。

5 代理人を出席させることができない協議会委員は、協議会会長を通じて、当該協議会に付議される事項について、書面又は電磁的記録により意見を提出することができる。

(幹事会等)

第10条 協議会は、第3条に規定する所掌事務(以下「所掌事務」という。)を円滑に遂行するため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会委員が属する自治体の職員から当該協議会委員が指名する職員をもって組織する。

3 幹事会は、協議会会長が招集する。

4 第6条、第7条第2項、第8条及び前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、幹事会の会長(以下「幹事会会長」という。)、副会長及び監事は、協議会においてその職務に当たる協議会委員が第2項の規定による指名をした職員(以下「幹事会委員」という。)をもって充てる。

5 幹事会は、所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

6 部会は、幹事会委員のうちから幹事会会長が指名する者(以下「部会委員」という。)をもって組織する。

7 部会に部会長を置き、幹事会会長が指名する幹事会委員をもって充てる。

8 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の結果を幹事会に報告する。

9 部会長に事故があるときは、部会委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

10 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(相談役の設置)

第11条 協議会は、連携事業等の計画及び実施並びに森林環境譲与税について

専門的及び技術的な助言を得るため、相談役を置くことができる。

2 相談役は、学識経験を有する者のうちから協議会会長が指名する。

(関係者の出席等)

第12条 協議会、幹事会及び部会は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第13条 協議会委員、幹事会委員及び部会委員への報酬及び費用弁償は、支給しない。

2 相談役には、協議会が定める額の報酬を支給する。

3 相談役が職務のため旅行したとき、及び前条の規定により関係者が協議会、幹事会又は部会に出席したときは、その費用を弁償する。

4 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とし、その額は、協議会が定める額とする。

(事務局)

第14条 協議会は、協議会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を東京都産業労働局農林水産部内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、東京都産業労働局農林水産部長をもって充てる。

3 事務局は、必要な範囲において、その業務の一部を外部に委託することができる。

(経費の負担)

第15条 経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める参加自治体の負担金及びその他収入をもって充てる。

(1) 連携事業の計画及び実施に要する経費 特別区及び市町村

(2) 森林整備支援事業の計画及び実施に要する経費 6市町村及び東京都

(3) 機運醸成事業の計画及び実施に要する経費 東京都

(4) 協議会の運営に要する経費 参加自治体

2 前項第1号から第3号までに掲げる経費に係る参加自治体の負担金の額は、当該経費の見積額に応じ、参加自治体が予算の範囲内において支弁することができる額を限度に、協議会で定めるものとする。

3 第1項第4号に掲げる経費に係る参加自治体の負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別区及び町田市 20万円

(2) 6市町村 30万円

(3) 東京都 当該経費から前2号の規定により特別区及び市町村が支弁する額を合計して得た額を差し引いた額

4 前2項に規定する負担額の算定方法の一部を一時的に変更する必要があるときは、協議会の承認を得なければならない。

(監査)

第16条 協議会の決算は、監事の監査を経て、協議会の承認を得なければならない。

(会計)

第17条 協議会の会計年度は、協定期間と同様とする。

(その他)

第18条 本覚書で定めるもののほか、必要な事項は、協議会で定めるものとする。

本覚書の締結の証として、本覚書を16通作成し、参加自治体が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
千代田区  
千代田区長 樋口高顕

東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
中央区長 山本泰人

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
台東区長 服部征夫

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
江東区長 大久保朋果

東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区  
品川区長 森澤恭子

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号  
目黒区  
目黒区長 青木英二

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区

荒川区長 滝口学

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区

葛飾区長 青木克徳

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市

八王子市長 初宿和夫

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市

青梅市長 大勢待利明

東京都町田市森野二丁目2番22号  
町田市

町田市長 稲垣康治

東京都あきる野市二宮350番地  
あきる野市

あきる野市長 中嶋博幸

東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

日の出町

日の出町長 東 亨

東京都西多摩郡檜原村467番地 1

檜原村

檜原村長 吉本 昂二

東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地 6

奥多摩町

奥多摩町長 師岡 伸公

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都

東京都知事 小池 百合子